

熊本県新野球場(仮称)整備移転候補地等に関する提案募集要項

概要版

【構成】

- | | |
|-----------------------|----------------|
| 1 趣旨 | 11 基本協定の締結 |
| 2 提案募集の目的 | 12 提案募集に関する説明会 |
| 3 新野球場のビジョン及びコンセプト(案) | 13 その他留意事項 |
| 4 新野球場に求める規模・機能(案) | 14 質問と回答 |
| 5 提案資格者 | 15 スケジュールの見込み |
| 6 提案に当たっての条件 | 16 問合せ先(担当部署) |
| 7 記載事項 | |
| 8 提案書の提出期限・提出方法 | |
| 9 審査方法及び移転候補地の決定方法等 | |
| 10 審査基準 | |

1 趣旨

- 新野球場の「移転再整備」を推進するため、**移転候補地等に関する提案の募集について必要な事項を定める。**

2 提案募集の目的

- 新野球場の「移転再整備」に当たり、野球場を核としたまちづくりの観点から、**県と連携し、共同で整備することに意欲を持つ市町村を対象に、移転候補地等に関する提案を募集する。**

3 新野球場のビジョン及びコンセプト(案)

【ビジョン】

☆ **スポーツを通じたくまもと新時代の創造**

官民共創により、本球場が多方面において県勢を発展させ、くまもと新時代を創造する基盤となり、県民に夢や感動を与え、地域に活力をもたらす拠点となることを目指す。

【コンセプト】

- **社会体育など「スポーツをする」環境とプロスポーツなど「スポーツをみる」環境の両面が充実した施設**
- 日ごろから人が集い、賑わいが創出されるなど、**「施設を楽しむ」複合的な機能が充実した施設**
- 人と人、人と企業、企業と企業など、多種多様な主体の連携・交流・結びつきを促進し、地域社会や地域経済の活性化を図る**「まちづくりの拠点」としての機能が充実した施設**

4 新野球場に求める規模・機能(案)

- 野球場(フィールド)は、**両翼100m以上／中堅122m以上**で、**人工芝**とする。
- 収容人数は、**20,000人以上**とする。※1
- **屋内練習場**(別棟(50m×50m程度)、野球場内部)を整備する。
- 日常的に県民が利用でき、興行時にはキッチンカー等の乗り入れが可能な**広場**や、ランニング等で**周回利用できる動線**(ランニングコース等)を整備する。
- 駐車場は、普通乗用車で**1,000台程度**駐車可能な大きさとする。※2

新野球場の整備に当たっては、整備を担う民間事業者からの提案により、新野球場と親和性のある、人が集い、交流できる付帯施設(飲食・物販等の民間収益施設等)を民間事業者の独自事業として整備することも可能とすることを想定している。

※1:将来的に様々な大会等を誘致・開催できるよう収容人数を30,000人程度まで拡張できる仕様を想定している。

※2:移転候補地の土地の広さ等によっては、これ以上の台数とすることも想定している。

【面積の目安】 きたぎんボールパーク(いわて盛岡ボールパーク)[令和5年(2023年)4月開業]



敷地	91,800㎡ (野球場、屋内練習場、ランニングコース、広場、駐車場等)
フィールド	両翼100m／中堅122m、人工芝
収容人数	20,000人(内野12,000人、外野芝生席8,000人)
駐車場	1,040台
屋内練習場	50m×50m(フットサルコート2面对応)
整備費等	整備費:約83.4億円、維持管理運営費:約27億円(15年間)

5 提案資格者

➤ 県内市町村(複数市町村が共同で提案することも可能)

※提案に当たって、民間事業者と連携することは妨げないが、当該民間事業者が別途実施する新野球場の整備等に係る公募に応じた場合(グループの一員であることも含む。)であっても、選定するとは限らない。

6 提案に当たっての条件

➤ 基本的事項

- ・ 原則として県が施設の所有権を有する。ただし、協議によっては、提案市町村と共同で所有する形態も想定。

➤ 移転候補地の条件

- ・ 「駅近・街中」であること。※1
- ・ 各種権利の解除が困難など、整備・運営に不適又は困難な土地でないこと。
- ・ 洪水、津波、土砂災害などによる大規模な被害が想定される土地でないこと。

➤ 負担等の条件

- ・ 整備の際には、提案市町村が自らの負担で土地を確保すること。
- ・ 当該土地の無償貸与など、県有施設を設置できる権原を確保すること。
- ・ 受益の程度に応じて、土地の確保に要する経費の他、整備費(建設に要するもの)及び維持管理運営費の両方又はいずれかの一部を負担すること。※2
- ・ 整備に連動した市町村独自の取組みや事業を実施することに努めること。
- ・ 新野球場の整備推進に当たっては、各種調整や業務遂行に協力すること。

※1:駅近・街中

- ・ 鉄軌道の駅等(バス停は除く)から徒歩で比較的容易にアクセスできる範囲(当該駅等から最長でも2km程度が望ましい)で、自家用車以外の様々な交通手段でアクセスができること。
- ・ 住宅や商業施設など人が集まる建築物が複数存在する場所、又はその場所の周辺(当該場所の中心付近から最長でも2km程度が望ましい)。
- ・ なお、将来的に「駅近・街中」となる見込みがある場合を含む。

※2:整備費等の負担金額又は負担割合などについては、市町村からの提案内容に基づき、移転候補地決定後に別途協議する。

7 記載事項

- 新野球場整備の**必要性とまちづくりの考え方**等
- **移転候補地の情報**
- 用地確保の**状況や完了見込み時期**等
- **受益の程度に応じた費用負担**
- 新野球場整備に連動した**提案市町村独自の取組みや事業**
- 事業推進体制

8 提案書の提出期限・提出方法

- **令和8年7月24日(金)** LoGoフォームへの入力、及び原本の持参又は郵送

9 審査方法及び移転候補地の決定方法等

- 審査方法
 - ・ 学識経験者等で構成する**審査会**を設置し、審査を行う。
 - ・ 提案市町村が**1者であっても、審査を実施**する。
 - ・ 適宜、説明(プレゼン)、ヒアリングを行う。また、現地調査を行う場合がある。
 - ・ 最も高い評価を受けた移転候補地を**審査会の選定案**とする。
- 移転候補地の決定方法
 - ・ 県は**審査会の選定案を踏まえ、移転候補地を決定**し、県ホームページ等で公表する。

10 審査基準

	審査項目	観点	配点
①	まちづくりの考え方	1) ビジョンとの整合、提案市町村において行う取組み等による県勢への効果及び実現性	10
②	移転候補地の条件	1) 駅近・街中の程度 2) 土地の権利関係や各種法規制等による影響の程度、安全性、インフラなどの都市機能や交通アクセスの充実の程度	40
③	用地確保の見込み	1) 用地確保の時期、用地確保の実現性	40
④	費用負担	1) 費用負担の内容	80
⑤	独自の取組み等	1) 提案市町村において行う取組み等による新野球場の魅力向上への効果及び実現性	30

11 基本協定の締結

- 決定した移転候補地に係る提案市町村と基本協定を締結する。
- 基本協定に基づき、具体的な協議を行いながら、新野球場の整備を担う事業者等の選定、設計・施工・維持管理など、事業を推進する。
- 当該提案市町村との協議の場を設置し、適宜協議を行いながら事業を推進する。

12 提案募集に関する説明会

- 日時: 令和8年4月10日(金)10時00分～11時00分
- 会場: 県庁防災センター1階 101会議室
※オンライン(webex)でも開催する。参加方法については別途通知する。

13 その他留意事項

- 提案数の上限は定めない。
- 提案に要する費用は全て、提案市町村の負担とする。
- 提出された提案書等の書類は返却しない。
- 必要に応じて、提案書等の全部又は一部(プレゼンテーションにおける配付資料及び映像等を含む。)を公表・公開する場合がある。
- 提案を取り下げる場合は、理由等を記載した取下げ申出書を提出すること。
- 審査の公正な実施を妨害するおそれがある行為は禁止する。当該行為が確認された場合は提案を選定及び決定しない。

14 質問と回答

- 質問の受付期間は、令和8年4月1日(水)～6月26日(金)
- 質問書をメールにより提出すること。
- 質問及び回答内容について、県ホームページ等で公表する。
- 受付期間後の質問については、原則として回答しない。

15 スケジュールの見込み

内容	日程
募集開始	3月26日(木)
質問書受付開始	4月1日(水)午前8時30分
応募説明会参加申込期限	4月7日(火)午後5時
応募説明会	4月10日(金)午前10時
質問書受付終了	6月26日(金)午後5時
提案書等提出期限	7月24日(金)午後5時
審査会の開催	8月以降で3回程度開催予定
審査結果・ 移転候補地決定 ・基本協定の締結	9月以降
協議の場の設置・協議開始	

16 問合せ先(担当部署)

- 熊本県観光文化部スポーツ交流企画課 スポーツ施設企画班
住所:862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1
電話:096-333-2757
Mail:supokoryu@pref.kumamoto.lg.jp